

平成 2 5 年第 4 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 4 日（水曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 4 日（水）午前 1 0 時開会

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 6 5 号 | 尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 6 号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6 7 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 8 号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 6 9 号 | 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 0 号 | 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 1 号 | 尾鷲市社会教育委員設置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 2 号 | 尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 3 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 4 号 | 尾鷲市延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 5 号 | 平成 2 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 6 号 | 平成 2 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 7 号 | 平成 2 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 8 号 | 平成 2 5 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について |

- 日程第17 議案第79号 平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について
(提案説明、審議留保)
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案説明、質疑、採決)
- 日程第19 報告第14号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)
(報告、質疑)
- 日程第20 陳情第5号 取下げの件
- 日程第21 発議第16号 奥田尚佳議員に対する辞職勧告決議について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員(13名)

1番 真井紀夫 議員	2番 内山花静 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	岩田昭人 君
副 市 長	山口武美 君
会計管理者兼出納室長	大倉令資 君
市長公室長	奥村英仁 君
総務課長	大川一文 君
財政課長	上田敏博 君
防災危機管理室長	大和勝浩 君

税 務 課 長
市民サービス課長
福祉保健課長
環境課長
商工観光推進課長
魚まち推進課長
木のまち推進課長
建設課長
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院総務課長
尾鷲総合病院医事課長
教育委員長
教 育 長
教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会学校教育担当調整監
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

中 森 將 人 君
南 進 君
下 村 新 吾 君
野 田 耕 史 君
佐 野 憲 司 君
内 山 洋 輔 君
小 倉 宏 之 君
更 谷 哲 也 君
浜 田 一 志 君
諦 乘 正 君
和 田 恭 典 君
尾 崎 八 重 子 君
平 山 豊 君
二 村 直 司 君
川 端 直 之 君
川 口 清 君
五 味 勝 哉 君
桑 原 紘 市 君
湯 浅 富 士 雄 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 ・ 調 査 係 長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

内 山 雅 善
岩 本 功
松 永 佳 久

〔開会 午前 10 時 00 分〕

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより平成 25 年第 4 回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成 25 年第 4 回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を初めとする議案 15 件と「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問 1 件、「専決処分事項について」の報告 1 件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（高村泰徳議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第 1 号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において 1 番 真井紀夫議員、2 番内山花静議員を指名いたします。

次に、日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から 12 月 20 日までの 17 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 20 日までの 17 日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第65号「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第17、議案第79号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成25年第4回定例会の開会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

命のまちづくりを進める中におきまして、初めに、防災対策についてであります。

昭和19年12月7日に甚大な被害をもたらした東南海地震から既に69年が経過しようとしており、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を発表によって地震の発生確率も示されるなど、地震・津波対策が急務となっております。

また、本市は台風の常襲地域であることや、昨今の異常気象による災害発生を考慮した災害対策が課題となっております。

このような中、今月1日に、尾鷲港第4岸壁を主会場として、尾鷲市巨大津波対処関係機関合同訓練を実施いたしました。

本訓練は、南海トラフ巨大地震による大規模災害の発生によって陸路が寸断し、本市が孤立するという想定のもと、事前に問題点の抽出、改善を図ることや、各機関の緊密な連携を一層強化し、発災時における人命救助体制を確立するために実施しました。

訓練当日には、陸上・海上自衛隊、海上保安部、三重県警などの防災関係機関や、防災協定を締結した福井県大野市と大阪府摂津市の2市、地域住民の皆様、中学生など、合わせて18機関の参加があり、大変有意義な合同訓練であったと確信しております。

次に、津波避難支援業務についてであります。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市においては、最大17メートルの巨大津波が想定されており、被害軽減に向けた抜本的な対策が必要となっております。このような状況のもと、津波災害に強いまちを目指して、群馬大学大学院の

片田教授に御協力をいただき、避難施設の最適配置計画や、各地区の意見を反映させた避難路の整備計画の検討とともに、避難ルートマップづくりを進めております。

また、津波来襲時に逃げおくれた場合や、十分な高さがある場所に避難する時間がない場合の緊急的一時避難施設として、既にクラウンコーポ、ホテルピオラ及びN T Tビルの3カ所に御協力いただいておりますが、10月にN P O法人あいあいと矢浜地内の地上7階建ての養護施設あいあいの丘を新たな一時避難施設とする、津波時における一時避難施設としての使用に関する協定の調印をとり行いました。

エリアワンセグ基盤整備事業の進捗状況等につきましては、11月7日に東海総合通信局から予備免許を取得し、テスト放送を行いながら20カ所のエリア放送局の整備を進めております。

また、受信端末機、タブレットの製作も進んでおり、来年1月中旬から関係施設及び関係者に配布し、受信確認などを行う予定であります。

次に、11月25日に東京ドームで開催された、消防団120年・自治体消防65周年記念大会で記念表彰が行われ、尾鷲市消防団須賀利分団の谷口昇分団長が、永年勤続功労賞を受賞しました。

この賞は、消防団在団年数50年以上の団員に贈られるものであり、長年にわたる消防団活動での数々の功労がたたえられたものであります。本市の消防団員がこのような賞を受けることは、他の団員の励みとなることはもとより、今後の消防団活動において、さらなる士気の高揚につながるものと考えております。

次に、学校施設の耐震整備事業等についてであります。

輪内中学校耐震整備事業につきましては、2学期から新校舎で授業を行っております。引き続き、旧校舎の解体、ウイングロード及びテニスコートなどの屋外附帯工事を進めており、今月中に完成する予定であります。

宮之上小学校耐震整備事業につきましては、1期工事の体育館及び特別教室等の解体工事が終わり、間もなく2期工事の新校舎及び体育館の建設に着手する予定であります。

尾鷲小学校中村山避難路の整備につきましては、今般、地震発生時に、500人規模の児童等が安全に安心して避難することができる基本計画を策定いたしました。来年度の完成を目指し、実施設計業務委託料を本定例会の補正予算に計上したところであります。

次に、保育所整備についてであります。

移転整備を計画しております3保育園の移転先候補地につきましては、第3回定例会で報告させていただいたところでありますが、特に津波浸水域にある尾鷲第三保育園と矢浜保育園の早期移転を実現したく、用地取得に係る不動産鑑定料等の関連予算を本定例会の補正予算に計上したところであります。

今後の予定としましては、来年度予算に用地取得費等を計上させていただき、進捗によっては、同年度内の実施設計も視野に入れた事業の推進に取り組んでまいります。

次に、防犯灯整備事業につきましては、平成23年度から、照度の向上による防犯・防災機能の強化と電気料金の削減を図るため、従来の蛍光灯を順次LED防犯灯に取りかえております。このたび、県から過疎対策事業債の追加配分が認められましたので、防犯灯1,000灯をLED化する工事請負費を本定例会の補正予算に計上したところであります。これにより、防犯灯2,262灯のうち1,956灯がLED化となり、残り306灯につきましても、来年度以降速やかに取りかえていきます。

次に、尾鷲市営浄化槽整備事業についてであります。

本市では、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、従来の生活排水処理計画を見直し、市内全域において、合併処理浄化槽を整備することとしております。

本事業につきましては、昨年度に実施したPFI導入可能性調査において、PFI事業による市町村設置型合併浄化槽による整備に優位性が認められたことから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法第5条第3項の規定に基づき、7月1日に実施方針を公表いたしました。

その後、本事業を特定事業として選定し、その評価結果を8月29日に公表しました。

9月20日には募集要項等を公表し、同月27日に説明会を開催するとともに、その内容に関する質問期間を設け、募集要項等の質問事項に関する回答を行った後、事業参加される企業を公募し、10月16日に参加表明書等の受け付けを締め切りました。

参加資格の審査結果については、10月23日に二つの企業グループに対して参加資格要件を満たしている旨の通知を行うとともに、本市のホームページで公表しました。

提案書の提出締切日である11月22日には、二つの企業グループから事業内容を記述した提案書が提出されております。今後につきましては、事業者選定のための諸準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康づくりについてであります。

尾鷲市脳卒中予防事業計画の期間終了に伴い、平成26年度から平成30年度までの新たな健康増進計画の策定を進めております。昨年度から三重大学の協力のもと、人口動態調査や国民健康保険診療資料、特定健康診査データ等の解析のほか、市民600人を対象とした生活習慣アンケート調査を実施し、本市の健康課題を抽出しました。

これを受けて、本年度は、尾鷲総合病院の顧問でもある三重大学大学院医学系研究科の登特任教授を会長とした尾鷲市健康増進計画策定委員会とともに、同委員会に、健康指針や行動計画の提案を行うワーキンググループを設置いたしました。ワーキンググループでは、計9回に及ぶ検討会を行い、第2回策定委員会に計画案が提出されたところであります。

今後、この計画案に対して委員の皆様から御意見をいただき、来年2月に予定しております第3回策定委員会で最終的な計画が取りまとめられることとなりますので、平成26年第1回定例会には、計画の内容を報告させていただきたいと思っております。

本計画は施策を推進していく中で、尾鷲市の地域力を生かすことを核として、既存の組織、団体及び新たに結成される市民団体等と市との協働のもとに事業を推進することを基本的な考えとし、地域の特性に応じた健康づくりに関する取り組みを展開することにより、健康寿命の延伸を図っていきたいと思っております。

次に、地域医療についてであります。

尾鷲総合病院は、東紀州地域の拠点病院として、365日24時間体制で救急医療や日々の診療を行っておりますが、東紀州地域の高齢化に伴い、入院患者様のうち65歳以上の割合が約76%となっております。入院患者様の中には介護保険の認定を受けておられる方が多く、認知症の方や介護が必要な方がたくさん入院されております。その患者様の退院後の通院、日常生活の支援等、多様なニーズに即応できる体制づくりのため、家族や介護・福祉・医療機関との連携が必要となってまいりました。

このような中、10月17日に、第1回東紀州地域連携会議を尾鷲総合病院で開催し、尾鷲市、紀北町、熊野市から18団体45人が参加されました。会議で

は、住民にとって医療と介護は、より密接な関係を築くことが大事である、在宅医療、在宅介護を支えていくベースは、尾鷲総合病院の365日24時間の受け入れ態勢維持が不可欠である等の意見をいただき、家族や介護・福祉・医療機関との連携が不可欠であるとの結論から、今後も引き続き本連携会議を開催していくことといたしました。

住民が安心して暮らしていける地域を目指すことが、本市にとっても重要課題であることから、今後も地域の皆様とともに、住民参加型病院を築き、尾鷲総合病院機能の充実を図ってまいります。

次に、教育ビジョンについてであります。

現在、各学校では、尾鷲市教育ビジョンをもとに、保護者や地域の方々と共創して、ふるさと教育に力を入れ、次代をつくるおわせ人づくりに取り組んでおります。

このたび、尾鷲市民文化会館20周年記念行事の一環として、11月30日にせぎやまホールにて本市の小中学生1,270人が一堂に会し、それぞれの地域、学校で学んだことや体験を発表したり鑑賞したりする、おわせっこ共育フェスティバルを開催いたしました。

この取り組みは、子供たちのつながりや学び合いを深める場になり、お互いが元気づけられ、本市の学校や地域で育ち学んでいることに、新たな誇りや自信を生み出すきっかけになりました。また、子供たちの熱演する姿は、保護者や地域の方々に大きな感動を与えました。今後も、こうした取り組みを通し、世代間交流を深め、つながりの再生や生きがいの向上を図ってまいります。

尾鷲小学校新校舎の外壁の反り、汚れ等の問題解決につきましては、10月28日に、尾鷲小学校新校舎外壁問題検討委員会から教育委員会に、中間報告書が提出されました。中間報告書の中で御提案いただいている外壁の洗浄及び一部外壁での塗装試験を進めてまいります。

次に、漁業就業者対策についてであります。

尾鷲漁業協同組合早田支所主催の早田漁師塾につきましては、県外から1人の受講生を迎え、10月から11月の約1カ月間、地元漁業者等の指導のもと、漁業実習、網修繕、座学講習などの研修を終えました。研修中に地域の方々と触れ合う中で親睦を深めるなど、改めて漁業就業への意思を固められ、株式会社早田大敷の研修生として受け入れが決まりました。

また、11月に3泊4日の日程で開催しました尾鷲市漁業体験教室につつまし

ては、県内外から4人が参加され、大型定置網漁業などの実習はもとより、漁村での生活を体験されました。今回の体験を通じて、さらに漁業に対する興味を深め、漁業に従事していただくきっかけになればと考えております。

次に、商工振興事業についてであります。

特産品開発につきましては、昨年度から開発に意欲のある市内事業者の皆様に参加いただき、新たな開発やブラッシュアップ、都市部でのマーケティングを行っております。本年度も12事業者の参加があり、次代を担う若手後継者にも、積極的に参加いただいております。

現在、個別相談を中心に行っており、新たな商品開発が進んできております。年明けには、名古屋や首都圏の消費者を対象とした試食PR等のマーケティング調査や販路開拓を行う予定であります。

尾鷲よいとこスタンプ事業につきましては、今月末までの期間中に加盟店の6店舗で買い物をすると、抽せんで豪華賞品が当たる歳末スタンプラリーイベントが開催されており、毎年恒例の新春拡大抽せん会も行われることから、ダブルチャンスの特典となっております。

また、今月7日に開催されるマ・チ・ナ・カ・イルミネーション点灯式当日の出店においても同会のスタンプが使用できることになっており、同会会員の61店舗と当イベント限定の臨時加盟店33店舗の計94店舗でイベント専用台紙が配布されております。

このように、年末に向けてさまざまなイベントが行われますので、市民の皆様には、ぜひよいとこスタンプを御活用いただきたいと思いますと思っております。

まちの駅事業につきましては、7月末に県下最多の23店舗で尾鷲まちの駅がオープンしました。オリジナルパンフレット尾鷲アルコマチも、在庫が少なくなるほど好評で、これを片手にまちの駅をめぐる来訪者も出てきております。

11月には、まちの駅、食・音・アートイベントを実施するとともに、来年2月開催予定の「おわせの魚を食べつくせ！」ツアーにつきましても、参加者の募集を行っているところであります。

また、尾鷲ならではの食材を活用したおわせ棒は、11月30日から今月23日まで、各まちの駅で食べ歩きいただけるロングランイベントを開催しておりますので、まちの駅めぐりとともにお楽しみください。なお、来年度のまちの駅の募集については、年明けから行う予定としております。

次に、着地型観光ツアー商品として尾鷲観光物産協会が企画募集するツアーが、

来年1月から定期的に開催されます。このツアーは、世界遺産熊野古道を尾鷲セラピストと歩きながら、家族で楽しむコース、夢古道おわせの海洋深層水風呂を組み合わせた健康リラククスコース、尾鷲の食を満喫していただくコースなど、本市ならではの資源の活用とともに、集客や市内消費の拡大を図ろうとするものであります。

また、来訪者への情報発信の強化策として、スマートフォンを活用した、本市の観光や物産の情報提供に取り組んでおり、来年度からの本格運用に向けて調整しているところであります。

夢古道の湯の休憩スペースの増床工事につきましては、今月下旬にリニューアルオープンする予定で、順調に工事が進んでおります。これによりこれまでの休憩スペースの混雑が解消され、快適に利用していただけるものと思っております。

次に、9月に県が東京日本橋にオープンさせました首都圏営業拠点三重テラスにつきましては、本市にとりましても首都圏における情報発信となる施設であることから、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、高速道路開通記念イベントについてであります。

9月の健康ハイウェイウォーキングを初めに、尾鷲魚まつり、尾鷲旬のコツまみバル、全国尾鷲節コンクール、おわせ海・山ツデーウォーク、尾鷲ヒノキふれあいフェスタ、尾鷲市民文化会館20周年記念事業等を多くの参加者のもと、いずれも盛会裏に終えることができました。

これら秋のイベントに御参加、御来場いただきました皆様を初め、心温まるおもてなし等を行っていただいた各実行委員会やボランティアスタッフ、各関係機関の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、心より敬意を表します。

また、尾鷲まるごとスタンプラリーや尾鷲アルコマチキャンペーンなど、年度末まで開催しているものや、来年1月からは、尾鷲磯釣大会の開催も控えております。

今後につきましても、高速道路開通を絶好の機会と捉え、町なかへの誘客、集客を図り、地域消費の拡大を目指していきたいと考えております。

次に、道の駅の整備につきましては、8月29日に国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所に、熊野尾鷲道路尾鷲南インターチェンジ付近への一体型整備に対する御支援などの要望と尾鷲南インターチェンジのフルインター化、サービスエリアまたはパーキングエリアの設置の提案を行いました。

道の駅は、今や地域活性化と連動した、全国的にも非常に注目されている施設、

制度であります。本市におきましては、町なかとの連動、また、災害時の復旧・復興拠点としての役割を、まちづくりのなかで明確な位置づけを行いながら、紀勢国道事務所との勉強会を通して検討を重ねていく必要があります。

先日の政府の農林水産業の強化策を話し合う農林水産業・地域の活力創造本部会議におきましても、国土交通大臣から、全国で1,000カ所を超える道の駅を利用した農山漁村の活性化策などの説明がなされました。道路利用者に対する休憩機能、情報提供機能のみならず、地域づくりと連動した道の駅のあり方を検討されていることから、本市といたしましても、道路管理者である国との連携を図りながら、実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、食を中心とした取り組みについてであります。

第6次尾鷲市総合計画における次代を担う、地域を支える、産業を支える人づくりを具体的に進めていくため、その推進エンジンを食に絞り、また、総合的な取り組みとするため、食のプロジェクトを立ち上げました。現在、副市長を座長にした課長級で構成する本部会議と、担当職員等による作業部会をそれぞれ開催し、協議を進めているところであります。

平成26年第1回定例会の常任委員会において、基本的な考え方をお示しさせていただくとともに、来年度には、地域や業界、市民団体、学校、家庭などと広く共有できるよう基本計画を取りまとめ、2期目に当たっての公約であります、食の拠点づくり、食の情報発信、食育を進めてまいりたいと考えております。

また、食のプロジェクトは、各分野の食という共通項目による横断的かつ連動したまちづくりを総合的に進めていくことを目指しており、各分野の活動が互いに補完し合い、相乗効果が生ずるよう相互関与することが肝要であることから、これを推進するための体制について検討を行っております。

次に、市制60周年記念事業・尾鷲市原動機つき自転車オリジナルナンバープレートのデザイン選考につきましては、10月15日から11月15日までの間、全国から一般公募した結果、計63件の応募をいただき、最優秀作品1点及び優秀作品2点を選考いたしました。

最優秀作品は、尾鷲のブリ、ツバキ、海の3テーマをモチーフに、明るく元気のある尾鷲をイメージしたデザインで、市内三木浦町在住の弓削猛さん応募によるものであります。あす5日の表彰式で、最優秀者、優秀者の方々に、表彰状及び副賞を贈呈することとしております。

なお、オリジナルナンバープレートの交付は、来年7月を予定しております。

続きまして、今回提案しております議案について御説明いたします。

まず、条例案についてであります。

議案第 65 号「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、平成 25 年 1 月 11 日の国の緊急経済対策を踏まえ、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、国から地域の元気臨時交付金が交付されることとなり、平成 26 年度までの交付金対象事業を円滑に実施するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、尾鷲市地域の元気臨時交付金基金を設置する必要があるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 66 号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、伊勢赤十字病院から尾鷲総合病院に派遣されておりますパディホスピタル医師の制度が定着してきたことにより、パディホスピタル医師の報酬額を月額 85 万円以内において、予算の範囲で市長が定める額とする条文を加える条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 67 号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、国が高齢層職員の昇給抑制をする制度改正を平成 26 年 1 月 1 日付で施行することに伴い、国に準拠し、55 歳を超える職員においては昇給しないとする条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 68 号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことを受けて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日に公布されたことに伴い、年金特別徴収制度の見直しとしての年間の徴収税額の平準化を図る条例整備等と金融所得課税の一本化に係る条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 69 号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、租税特別措置法の規定の適用を受ける設備の取得価格の合計額で区分する不均一課税とし、また、対象事業に旅館業を加える条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 70 号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、第 1 条中にある「ソフト

ウェア業若しくは」を「情報通信技術利用事業又は」に改め、また、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が平成25年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第71号「尾鷲市社会教育委員設置に関する条例の一部改正について」につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法が平成25年6月14日に公布され、社会教育法の改正が行われたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を新たに定め、また、任期については1年から2年とする条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第72号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市立九鬼中学校が平成25年9月1日に廃校となりましたが、体育館においては尾鷲市運動施設として使用するため、別表第1に尾鷲市九鬼体育館を加え、また、別表第2尾鷲市市営野球場等施設等の使用時間の数字表記等を24時間表記から12時間表記等に変更する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第73号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されたことを受けて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、金融所得課税の一体化に係る条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第74号「尾鷲市延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備について」につきましては、納税者の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに伴う延滞金等の割合を見直す地方税法の一部改正が平成26年1月1日施行となることから、地方税法の延滞金の割合を引用している関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第75号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」から議案第79号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について御説明いたします。

お手元の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で9,457

万1,000円、国民健康保険事業会計で1億5,868万9,000円、後期高齢者医療事業会計で478万7,000円、病院事業会計で1億2,002万1,000円をそれぞれ追加し、水道事業会計で188万7,000円を減額するものであります。これにより、各会計を含めた予算総額を202億2,343万8,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

13款国庫支出金は、1,443万円の増額であります。これは、居宅介護事業などにおける利用時間などが当初の見込みより増加したことによる障害者自立支援給付費等国庫負担金532万7,000円の増額、尾鷲小学校中村山避難路整備事業に係る社会資本整備総合交付金425万円の追加が主なものであります。

14款県支出金は、2,760万5,000円の増額であります。これは、三重県障害者自立支援給付費等負担金319万7,000円の増額、安心子ども基金保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1,014万1,000円の増額が主なものであります。

15款財産収入は、63万3,000円の増額であります。これは、天満会館前の県道155号拡幅工事に伴う市有財産売却収入であります。

16款寄附金は、196万5,000円の増額であります。これは、173件分のふるさと納税制度の寄附金であります。なお、今年度末までに、合計で180件、306万5,000円を見込んでおります。

17款繰入金は、753万8,000円の増額であります。これは、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款諸収入は、1,900万円の増額であります。これは、職員を派遣している人件費分として三重地方税管理回収機構から歳入されます529万8,000円と紀北広域連合負担金前年度精算金1,293万1,000円の増額が主なものであります。

20款市債は、2,340万円の増額であります。これは、過疎対策事業債ソフト分の追加配分が認められたことから、LED街路灯(防犯灯)整備事業債3,590万円の増額と消防救急デジタル無線整備事業債及び消防車両等整備事業債の減額によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、各款共通事項の人件費は、特別職で、私と副市長で給料等756万5,000円の減額と委員等報酬で1万5,000円の減額であります。一般職では、給料で、昇給に伴う増額分として129万円の増額、3.7%の職員給料減額措置等により4,266万3,000円の減額、職員手当等で、時間外勤務手当等の増加により989万5,000円の増額、勸奨退職者に係る退職手当で1億2,896万6,000円の増額、共済費で、職員給料減額措置に伴う減及び負担率の改定により1,820万5,000円の減額であります。

次に、総務費は、一般管理費の情報化推進事業で、ウィンドウズXPの製品サポート終了に対応するためのパソコン購入費158万円の追加、財産管理費で、災害時に屋根の飛散等で非常に危険な状態にある元野地乳児保育園解体工事請負費1,299万6,000円の増額、契約検査費で、尾鷲小学校中村山避難路実施設計支援業務委託料150万円の増額が主なものであります。

企画費は、11月までの実績を踏まえ、ふるさと納税制度の寄附金への返礼品として送っておりますヤーヤ便の増加分116万1,000円の増額、平成24年度に過疎集落における地域課題解決のためのモデル事業として、三重県南部地域活性化事業、三重県集落支援モデル地区に選定されました、九鬼町、早田町、三木浦町及び三木里町における実践事業に対する尾鷲市元気プロジェクト実行委員会補助金69万3,000円の追加であります。

防災費は、ウィンドウズXPの製品サポート終了に対応するため、須賀利町、九鬼町、早田町、古江町及び曾根町に交換、設置する雨量観測データ伝送装置購入費145万4,000円の追加であります。

5ページをごらんください。

コミュニティセンター費は、曾根郷土資料館解体撤去工事請負費398万円の追加、諸費の防犯灯整備事業で、過疎対策事業債ソフト分の追加配分が認められたことから、新たに1,000基のLED化を推進するための工事請負費3,356万4,000円の増額が主なものであります。

市長選挙費及び市議会議員選挙費は、6月9日に執行されました選挙経費の精算により、1,929万2,000円の減額であります。

民生費は、社会福祉総務費で、介護保険システム端末更新委託料の追加などによる紀北広域連合分担金435万5,000円の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金で、財政安定化支援事業など793万1,000円を繰り出すものであります。

自立支援給付事業は、介護給付・訓練給付費で、当初からの見込み増などにより1,328万5,000円の増額であります。

子ども医療費は、実績により323万1,000円の増額であります。

介護保険費は、地域支援事業の前年度精算金370万6,000円の増額であります。

後期高齢者医療費は、前年度保険料負担金等の精算などにより、478万7,000円を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出すものであります。

児童福祉総務費は、放課後児童健全育成事業で、実績により放課後児童クラブ運営委託料210万7,000円の増額であります。

6ページをごらんください。

保育所施設整備事業で、保育園用地測量委託料などにより399万8,000円の追加、子ども・子育て支援事業計画策定事業で、システム改修委託料600万6,000円の追加であります。

児童措置費は、保育所事業で、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金909万1,000円の追加が主なものであります。

土木費は、港湾管理費の港湾整備維持補修費で、台風被害による流木処理委託料などにより530万円の増額であります。

消防費は、高速道路の一部開通により、高速道路救急支弁金及び入札差金などにより、三重紀北消防組合負担金4,500万9,000円の減額であります。

教育費は、事務局費の学校耐震整備事業で、尾鷲小学校中村山避難路実施設計業務委託料850万円の追加が主なものであります。

7ページをごらんください。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費及び9款教育費、1項教育総務費の尾鷲小学校中村山避難路整備事業は、設計期間に約5カ月必要となることから、年度内での実施設計が困難であるため、繰越事業とするものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

追加で、複合機使用料は、その期間を平成26年度から平成30年度まで、限

度額を4,270万円とするものであります。

四季の尾鷲フォトコンテスト事業は、平成26年度の市制施行60周年記念事業として実施するに当たり、その期間を平成26年度、限度額を147万7,000円とするものであります。

ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線運行業務委託料並びに尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料は、その期間を平成26年度、限度額をそれぞれ2,158万2,000円、1,998万4,000円とするものであります。

尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区バス購入事業は、その期間を平成26年度、限度額を431万3,000円とするものであります。

総合住民情報システム市税等納税通知書作成業務委託料は、その期間を平成26年度、限度額を351万5,000円とするものであります。

焼却残渣運搬業務委託料及び焼却残渣処分業務委託料は、その期間を平成26年度から平成28年度まで、限度額をそれぞれ1,519万8,000円と5,210万1,000円とするものであります。

尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設指定管理料及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料は、その期間を平成26年度から平成27年度まで、限度額をそれぞれ165万8,000円、66万5,000円とするものであります。これは、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられるため、消費税率引き上げ相当分に対し、債務負担行為の補正を行うものであります。

尾鷲市文化会館指定管理料は、その期間を平成26年度から平成28年度まで、限度額を1億5,045万1,000円とするものであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

8ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は1億5,868万9,000円を増額し、歳入歳出総額を30億9,409万6,000円とするものであります。

歳入では、補助対象経費の変更による国庫支出金6,162万5,000円を増額、繰入金で、国保財政安定化支援事業等の一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金8,944万9,000円が増額が主なものであります。歳出は、保険給付費で、実績による療養給付費等の増により、1億5,834万1,000円が増額が主なものであります。

9ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は478万7,000円を増額し、歳入歳出総額を5億6,364万7,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、後期高齢者医療事業の運営に係る一般会計事務費繰入金として478万7,000円を増額であります。歳出では、人件費分として、総務費で12万1,000円の減額、広域連合負担金で490万8,000円を増額であります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

10ページをごらんください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、支出の医業費用で、臨時特例減額などによる給料1,749万6,000円の減額、勸奨退職者に係る退職給付金1億2,781万2,000円を増額などにより、1億1,947万7,000円を増額、特別損失で、過年度損益修正損31万9,000円を増額が主なものであります。

資本的収入及び支出では、収入の企業債で、企業債の発行増により270万円の増額であります。支出の建設改良費で、器械備品購入費の増により262万5,000円を増額、投資で、学資貸与金の減により240万円の減額であります。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

変更は、給食業務委託の限度額を1億4,420万7,000円から1億4,970万1,000円に、複合機使用料の限度額を450万円から625万5,000円に変更するものであります。これは、来年度から消費税率が引き上げられることと、複合機使用料については1台分の増も含めたことによるものであります。

追加は、院内清掃業務委託及び警備業務委託について、その期間を平成26年度から平成27年度まで、限度額をそれぞれ201万6,000円、79万円とし、看護部職員用白衣賃借は、その期間を平成26年度から平成28年度まで、限度額を54万9,000円とするものであります。これは、来年度から消費税率が引き上げられるため、消費税率の引き上げ相当分に対し、債務負担行為の補正を行うものであります。

また、診断群分類包括評価環境構築事業及び地方公営企業会計制度改正対応業務は、その期間を平成26年度、限度額をそれぞれ918万円、50万円とするものであります。

12ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出では、収入の営業外収益で、消費税還付金により8万8,000円の増額であります。支出の営業費用で、給与減額措置等などにより18万7,000円の減額であります。

以上をもちまして、議案第65号「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第79号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について」までの15議案の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(高村泰徳議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第18、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(高村泰徳議員) ただいま議題となりました諮問につきましては、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) それでは、諮問1件について御説明いたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、世古博久氏が平成26年3月31日をもって任期満了により退任されますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに直江篤氏を人権擁護委員候補者に推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(高村泰徳議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、人事案件でもあり、会議

規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

日程第 18、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第 3 号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 19、報告第 14 号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第 14 号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) それでは、報告 1 件について御説明いたします。

報告第 14 号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」につきましては、平成 25 年 9 月 17 日午後 4 時 50 分ごろ、職員が職務中、原動機つき自転車にて、市内交差点を一時停止し直進したものの、左右の安全確認が不十分であったため、左方向から直進してきた相手方車両に衝突してしまいました。

このことから、平成 25 年 11 月 16 日に、損害賠償額を 19 万 2,208 円と決定すべく、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行ったもので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

議長(高村泰徳議員) 以上で説明は終わりました。

これより、報告第 14 号に対する質疑に入ります。報告案件であることを御留意の上、御発言願います。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第20、陳情第5号「尾鷲市民プール運営の継続に対する支援についての陳情取り下げの件」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情第5号取り下げの件につきましては、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、陳情第5号取り下げの件につきましては、これを承認することに決しました。

次に、日程第21、発議第16号「奥田尚佳議員に対する辞職勧告決議について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、奥田尚佳議員の退席を求めます。

(奥田議員 退席)

議長(高村泰徳議員) ただいま議題となりました発議につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

13番、村田幸隆議員。

13番(村田幸隆議員) 決議案の朗読をもって、説明といたします。

奥田尚佳議員が、愛知県青少年保護育成条例違反の罪で刑事訴追をされ、名古屋地方裁判所において、懲役6カ月、執行猶予3年との有罪判決が下された件につき、控訴審における名古屋高等裁判所の控訴棄却の判決、平成25年7月に引き続き、最高裁判所においても、平成25年10月に同議員の上告が棄却をされ、上記有罪判決が確定をした。

尾鷲市議会議員政治倫理条例では、議員に対し、市民の代表としてその品位と名誉を損なう行為をしないことと明記をされており、議員になる前の行為であったとしても、在任中に刑が確定したことにより、道義的責任は免れるものではなく、このまま尾鷲市議会議員としてとどまることは、市民感情からも許されるべきではない。

よって、議会の名誉を守り、市民への負託に応えるべく、奥田尚佳議員に対し、議員辞職を勧告するものである。

以上、決議をする。

議長(高村泰徳議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま除斥されております奥田尚佳議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

この申し出に同意することに御異議ありませんか。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、奥田尚佳議員の申し出に同意することに決しました。

それでは、奥田尚佳議員の入場を求めます。

(奥田議員 入場)

議長(高村泰徳議員) ここで奥田尚佳議員の発言を許可いたします。

奥田議員。

11番(奥田尚佳議員) 貴重な時間の中で発言することを許可していただきましたので、私の現在の気持ちなどを簡単に述べさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

市民生活において非常に重要な議会という場で、それも12月議会の初日に、私自身の個人的なことでお時間をとらせ、市民の皆様には深くおわび申し上げます。

問題となっている件につきましては、数年前にフランチャイズと呼ばれるものに加盟し、数百万円を投資し、パソコンを使った塾のチェーン展開を図ろうとしたときの話であります。簡単に言えば、コンビニのチェーン展開のようなものです。

詳しい話は省略しますが、皆様に申し上げたいのは、新聞等で報道されているようなことは一切なく、私は無実であり、やっていないことはやっていないのであります。警察側が言っている、被害に遭ったという場所には、当時椅子はなく、また、外からも丸見えの場所であります。

また、地域密着という意識で熱血指導していた状況の中で、生徒になんか手を出しません。その証拠にポリグラフ、すなわち特定脳波検出器、わかりやすく言えばうそ発見器ですが、日本で最も権威あると言われており、長い間検察側に立って数々の鑑定を行ってきた山村武彦先生の鑑定を私は受けており、ここにそのポリグラフ鑑定書がございますが、ここには、全ての質問事項のそれぞれの私の回答について、故意に偽ったものとは判断されないという鑑定結果が、当然のことながら出ております。

その生徒は、いわゆる進学校と言われる高校に進学しましたが、当初妹と一緒に

に通ってきておりました。しかし、たった1カ月でやめ、それから半年たってから、偏頭痛で学校を休んでしまい、勉強がわからないから教えてほしいと言ってきた子です。それにもかかわらず、ほとんど真面目に勉強しない生徒でした。

中学2年のときから偏頭痛がひどく、薬を服用しているらしく、当初通っているときは、突然発狂することもありました。当時私は知りませんでしたが、裁判の中で、その子の両親は、その子が9歳のときに離婚しており、その子が高校に進んでから、父親と別居しておりました。

中学のときからリストカットの自殺未遂を繰り返していたようであり、喫煙、そしてセックスも、中学のときから経験していたようです。その子が当時通っていた高校のカウンセラーの先生は、その子は、入学当初から学校をよくサボり、先生や生徒から注目を集める存在であった子などと証言しております。

また、被害にあったと言われている……。

議長（高村泰徳議員） 奥田議員、簡潔に。

11番（奥田尚佳議員） もう終わります。

（「相手のことを言ったらだめだろうが」と呼ぶ者あり）

11番（奥田尚佳議員） 少しだけ許してください。

被害に遭ったと言っている日は、厚手のジャンパーのようなカーディガンを着ていると言っておりますが、その日は、後で調べましたら、最高気温31度を超え、湿度も80%を超える蒸し暑い日でありました。実際、そして、その子が…

…。

議長（高村泰徳議員） 奥田議員。自分のことだけを言ってください。

11番（奥田尚佳議員） わかりました。

ですから、私は、こういうカーディガンを見たこともないし、その子が言っていることがとにかくばらばらであるものですから、単純に考えてもうそについていることはわかるわけで、私はその子に対して、精神鑑定が無理でも、ポリグラフ検査をやってほしいと今でも強く思っている次第でございます。

私は、神仏に誓って無実であります。ちょうど2年前に刑事裁判が始まりましたが、当初から相手方は民事裁判を起こし、損害賠償を請求すると言って弁護士をつけておりましたが、その訴訟の申し立て期限が、上告棄却のあった後の10月末くらいであったと聞いております。しかし、相手方は、私に損害賠償を求めることなく、民事裁判につきましては、3年の時効を迎え、民事裁判は結局行われませんでした。

このことを市民の皆様はどのように思われるか、判断はお任せします。しかし、このことから、今回の刑事裁判がいかによろしくであり、おかしいものであったかを物語っていると私は思います。

有罪ありきで、こちらの主張は全て無視し、いいかげんで間違っただけの判断をした名古屋地方裁判所・高等裁判所とは違って、最高裁判所は公平で正しい判断をしてもらえるものと期待しましたが、最高裁判所は、弁護士の上告趣意は事実誤認、単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由には当たらないとこちらの主張を一蹴し、一切審議もせず、上告を棄却したことは非常に残念でありました。ちなみに刑訴法405条に該当しないと、憲法違反の案件ではないし、過去の判例等に照らして審議には値しないということらしいです。

もう終わります。済みません。

無実であるにもかかわらず、犯罪者扱いをされ、私の家族も大変つらい思いをしております。私は、やっていないから6月の市議選に立候補したのであります。やっていたら、市議選に立候補する資格なんてないわけですから、6月の選挙には出馬しておりません。

そんな中、同じ立場の、同志であるはずの議員の皆様にも、いまだに私の無実を信じてもらえず、議員をやめろと言われることについては、甚だ残念であります。

しかし、議員の皆様がどんな判断をしようが、私は無実であり、私は今までどおり信念を持って、尾鷲市政、そして尾鷲市民のために、命がけで頑張る所存であります。

議長（高村泰徳議員） 奥田尚佳議員の退席を求めます。

（奥田議員 退席）

議長（高村泰徳議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 村田議員。

13番（村田幸隆議員） 今、それは運び方としては、私はそれで結構かと思うんですけども、奥田議員のただいまの発言の中で、相手方に対するいろんな言葉がありました。これは非常に不穏当であり、不適當だと思っておりますので、議事録から削除するとか、そういうことをひとつお考えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、議員に対しても、やっていないのにというようなことがありましたけども、我々議会といたしましては、国が定めた司法機関で判決が出た、それにのっかって、我々は市民の代表でありますから、その基本、ルールに基づき辞職勧告をしておるわけだということを強く申し上げておきたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 私も、村田議員の意見に賛成です。

ただいま村田議員から、奥田議員の発言は不穏当と認められるから、議長において発言の取り消しを命じられたいとの要請がありました。

議長において不穏当と認めますので、発言の取り消しを命じます。以上。

（「暫時休憩して確認して」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 暫時休憩します。

〔休憩 午前 11 時 13 分〕

〔再開 午前 11 時 26 分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの奥田議員の発言は、後刻、発言内容を精査の上、不穏当と認められる発言については、会議録から削除することといたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

発議第 16 号「奥田尚佳議員に対する辞職勧告決議について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高村泰徳議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、発議第 16 号は、原案のとおり可決されました。ここで奥田尚佳議員の入場を求めます。

（奥田議員 入場）

議長（高村泰徳議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす 5 日から 9 日までを休会とし、10 日火曜日午前 10 時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 11 時 28 分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署名議員

署名議員